

伊方町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月8日(金) 13:30～14:05

2. 開催場所 伊方町役場 6階 大会議室

3. 農業委員会

①出席委員 12名

会長 6番 井上委員
1番 上甲委員
2番 土居委員
3番 阿部委員
4番 高野委員
5番 大野委員
8番 米田委員
10番 中田委員
11番 松本委員
12番 木野本委員
13番 梶原委員
14番 津田委員

②欠席委員 2名

7番 兵頭委員
9番 濱本委員

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)
日程第6 報告第4号 農用地利用権設定解除申出について
日程第7 報告第5号 農用地利用権設定解除申出について
日程第8 報告第6号 農用地利用権設定解除申出について
日程第9 報告第7号 農用地利用権設定解除申出について
日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)
日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(売買)
日程第12 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(贈与)
日程第13 議案第4号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(案)
の決定について

追加-① 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について(転用)

5. 出席した事務局職員

事務局長 菊池 拓也
専門員 中村 吉裕
主事 宮本 聖真

6. 会議の概要

事務局 菊池	それでは定刻となりましたので、5月の定例総会を開会いたします。井上会長より開会にあたりまして、あいさつをお願いします。
井上会長	(開会あいさつ)
事務局 菊池	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 井上会長に議事進行をお願いします。
議 長	ただ今から、5月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、7番・兵頭委員、9番・濱本委員は、欠席の旨、通告がありましたので、ご報告します。
議 長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、8番、米田委員、10番、中田委員にお願いいたします。
議 長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。会期は、本日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。 それでは、議事を始める前に本日配りました、追加議案がありますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	追加議案について説明させていただきます。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請(転用)についてですが、自身の農地を宅地へ地目変更する申請となります。 理由は、資材の価格高騰する中、早期に許可を取得することにより、施工の確実性や価格の安定化を図り、安心した農業生活を継続しておこないたい。 このことが追加理由となります。
議 長	ただ今、事務局から説明がありましたが、議案第5号を追加することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認め、議事を継続します。

議 長

それでは、日程第3～5「農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続）について」一括して事務局から、報告をお願いします。

事務局

それでは、1ページの、報告第1号をご覧ください。
（報告説明）
つづいて、2・3ページの報告第2号をご覧ください。
（報告説明）
4ページ、報告第3号をご覧ください。
（報告説明）
相続の届出です。以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から報告がありましたが、この件について、質疑はありませんか。
（質疑なし）
質疑がないようですので、次に移ります。

議 長

日程第6～9「報告第4号から第7号、農用地利用権設定解除申出について」事務局から一括して説明をお願いします。

事務局

それでは、5ページ、報告第4号をご覧ください。
（報告書説明）
つづいて、6ページ、報告第5号をご覧ください。
（報告書説明）
7ページ、報告第6号をご覧ください。
（報告書説明）
8ページ、報告第7号をご覧ください。
解除届出は、2件とも令和6年4月20日に伊方町長に提出されたものです。
以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。
（質疑・意見なし）
質疑がないようですので、次に移ります。

議 長

日程第10～11「議案第1号～第2号、農地法第3条の規定による許可申請（売買）について」同一議案なので、一括して議題と致します。
なお、質疑は、それぞれ行います。
事務局の説明を求めます。

事務局

9ページをお願いします。
10ページから13ページについて位置図を載せております。
（議案説明）
売買価格は、全部で〇〇万円、10a当たり〇〇円です。
以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長

上甲委員から報告をお願いします。

1 番

上甲委員

一生懸命営農しています。特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。担当委員、事務局からの説明について、発言のある方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。

議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。

次に移ります。

事務局

1 4 ページ、議案第 2 号をお願いします。

1 5 ページには、位置図を載せております。

それでは、議案を説明いたします。

(議案説明)

売買価格は〇〇万円で、10 a 当たり〇〇万円です。

譲受人は高齢ではありますが、家族と一緒に営農していますので、問題は無いと思います。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、1 番上甲委員から報告をお願いします。

1 番

上甲委員

家族で営農しておりますので、農地の取得について、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。担当委員、事務局からの説明について、発言のある方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

よろしいですが、それでは採決致します。議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第 12 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請(贈与)について」を議題と致します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

譲渡人は農地法第 3 条の贈与を適用し、所有権移転を行う。

事務局

譲受人は、贈与された農地の管理を行う事になっています。
それでは、16 ページの議案第 3 号をご覧ください。

17 ページに位置図を付けております。

場所は室鼻から豊之浦の間にあります。宇和海に面した農地になります。

(議案説明)

贈与で譲受を行い、名義変更を申請人が行う。

これにより、農地の集約化が行えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただ今の説明について、3 番阿部委員から報告をお願いします。

3 番
阿部委員

事務局から説明がありましたが、となり同士で所有権移転を行いますので、地域営農に問題はありません。

報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま、委員・事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。議案第 3 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

議 長

日程第 13「議案第 4 号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

事務局

18 ページ、議案第 4 号をご覧ください。

この議案は、伊方町長より令和 8 年 4 月 20 日締めで農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の決定を求められています。

利用権の設定する計画が更新 4 件で、耕作者変更が 1 件、11 筆、面積は合計 7,180 m²です。

(議案説明)

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。ただ今事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質疑・ご意見なし)

よろしいですか、それでは採決致します。議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり決定しました。

追加 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請（転用）について」を議題といたします。

なお、阿部委員は農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案が、「自己に関する事項」となりますので、議事参与の制限によりご退席願います。

（事務局が、阿部委員を退席させる。）

議 長

事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第4条の農地転用は、総会後に意見書を付けて県へ進達する流れになります。

許可書は県が発行します。

1ページは議案書、2ページは位置図、3ページは地番地目図、4、5ページは現況写真、6ページは利用計画図、7ページは建物面積図です。

それでは、議案を読み上げます。

（議案書朗読）

つづいて各種要件の調書①をご覧ください。

申請地は、第2種農地で自己所有の狭小な農地です。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められます。

したがいまして、立地基準には適合しておりますので、一般基準の審議をお願いします。

まず、一般基準第3号の転用の確実性ですが、自己資金で事業をおこない、住宅資金の仮審査も通っておりますので、資金力に問題はありません。

目的どおりに利用が見込まれます。転用面積の妥当性も、問題ないと思われれます。4号の周辺農地等への影響については、影響なしと考えられます。

よって、申請地に代えて、本事業を達成することが出来ないと思われれるため。許可相当であると考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくをお願いします。

議 長

はい、ただ今の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質疑・意見なし）

よろしいですか、それでは採決いたします。

（質疑・意見なし）

議案第5号は許可相当ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、異議なしということで、意見書を県へ送付いたします。

（事務局 阿部委員を呼ぶ）

議 長

以上で本日の審議は終了しました。

その他に移ります。

皆さんから何かありませんか。

(意見無し)

本日で、3年間の任期を満了しましたが、皆様方のご支援とご協力により、会長を無事努めることが出来ました。

誠にありがとうございました。

事務局から何かありませんか。

事務局

任期中、井上会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、誠にお世話になりました。

今後とも、これまでの経験をいかされ、伊方町の農業の発展にご尽力を賜りますよう、よろしく願いいたしまして、お礼とさせていただきます。

お世話になりました。

議 長

それでは、以上を持ちまして伊方町農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

7. 閉 会

(終了時間 14 : 05)